

文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関・団体における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

問1 文化庁届出受理日本語教師養成研修の実施について、新型コロナウイルス感染症への対応はどのようにしたらよいか。

(答)

日本における新型コロナウイルス感染症拡大の状況については、以下の厚生労働省による最新情報を確認するようにしてください。

○厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

新型コロナウイルス感染症に関する日本政府の対応については、以下の最新情報を確認するようにしてください。

○首相官邸HP

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

その上で、機関・団体が研修を行っている都道府県の対応等に従い、受講者、担当講師、教壇実習に参加する外国人学習者、事務局職員等の安全を第一に考え、教育機関として、適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

《届出受理研修実施機関の対応例》

〔例1〕校内での接触感染及び公共交通機関の利用による移動の危険性を考慮し、当面の間、全面休講とするとともに、最大在籍期間を延長することとした。

〔例2〕同教育機関内に届出を受理された通信コースがあることから、通学コースの希望者には通信コースへの切り替えを行うこととした。

〔例3〕理論の科目に関しては、同時双方向性が確保される遠隔教育環境を整備し講師に対する対応研修を行った上で、通学と同等の教育の質が担保されることを教育機関として受講者に説明し了承を得て、一部科目を遠隔教育による受講に切り替えた。

〔例4〕理論の科目に関しては、遠隔教育環境が整わない受講者に対して、動画の配信によって受講できることとした。その際、質問についてはメールなどで受けられるよう対応した。また、動画配信による受講分については、後日通学コースが再開された際に無料で再受講できることとした。

問2 休講に伴い、最大在籍期間を2年から3年に延長する場合や、日程を変更する場合、受講場所を広い会場に一時的に変更する場合、文化庁への変更届は必要か。

(答)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い届出内容に変更が生じる場合は、取り急ぎメールにて御一報ください。また、緊急時の一時的な措置として、本来、事前の文化庁への変更届出手続きを原則としておりますが、事後の手続きも可能といたします。

問3 教育実習については、外国人学習者を5名集めることが困難な状況であり、人数を減らしての実施は認められるか。

(答)

受講が延期できないと判断された場合の緊急時の措置として、安全に実施できる環境が整えられれば規定の人数を下回る場合があることはやむを得ないものと考えております。

問4 通学コースの理論科目等の座学の科目について、遠隔教育への切り替えを検討しているが、講師が学校から配信する場合と、講師の自宅から配信する場合のいずれも認められるか。

(答)

通学による教育と同等の内容が提供できるよう、十分な環境を整え、遠隔教育への切り替えに関して、受講者及び講師に対する事前の十分な説明と理解を得た上で実施してください。その際、出席状況を確認できることが必要です。

また、通学コース再開時に同科目について再履修を認めるなどの措置も併せて検討するようにしてください。

問5 試験・テストについて、メールや郵送による実施は認められるか。

(答)

試験・テストについては、不正のないよう、適切な受験環境を整える必要があります。教育機関として、通学時と同等の対応が取れることを十分確認し、最適な方法を検討いただきたいと思います。試験問題がメール等で流出するといった不正行為を助長・容認するようなことがないよう、十分留意の上、御判断ください。

問6 教育実習・教壇実習について、遠隔による実施や中止は認められるか。

(答)

文化庁届出受理日本語教師養成研修における教育実習・教壇実習については、文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」にある教育実習・教壇実習を行わずに研修の修了を認定することは認められませんので、原則として実施を延期してください。

ただし、上記を原則としつつ、真にやむを得ない理由等により教育実習の受講を急ぐ方に対しては、令和2年度に限り、以下のような弾力的な運用を認めることとします。

- 教育実習の指導項目である①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑥教育実習全体の振り返りについては、遠隔教育により行うことは差し支えありません。
- 教壇実習(現実の日本語学習者に対して、その学習・教育の効果を狙って、実際に指導を行う活動)の指導時間について、一人当たりの指導時間の合計が45分を超えて予定されている場合、教育実習の趣旨を満たすことができる範囲で、その一部を授業見学や模擬授業に変更することを認めるものとします。
- 教壇実習については、教壇実習実施先が、遠隔教育(同時双方向性が確立している場合に限る。)による授業を円滑に行っている実績を有し、指導担当講師と教壇実習担当受講生、日本語学習者が同時双方向性を保った状態で教壇実習を行うことができる環境が整えられる場合、遠隔による教壇実習を認めることができるものとします。

上記の臨時的な措置を行う場合には、教育実習の実施に関する変更について研修受講者及び指導担当講師等に十分な説明を行うとともに、対面による指導と同等の教育効果が得られる環境が整っていることが必要です。

問7 新型コロナウイルス感染症による影響によって、総授業時間数が420単位時間を下回ったり、教育実習が45単位時間を下回った場合、特例として修了を認めてよいか。

(答)

届出を受理された教育内容及び研修単位時間数を満たさない場合の修了は認められません。遠隔授業あるいは補講などで、届出を受理された教育内容及び研修単位時間数を満たすようにしてください。

※ この取扱いの変更があれば、文化庁ホームページで御案内しますので、御確認ください。

文化庁HP：日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号に定める教員の要件にかかる日本語教師養成課程及び研修について

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/92159401.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/92159401.html)